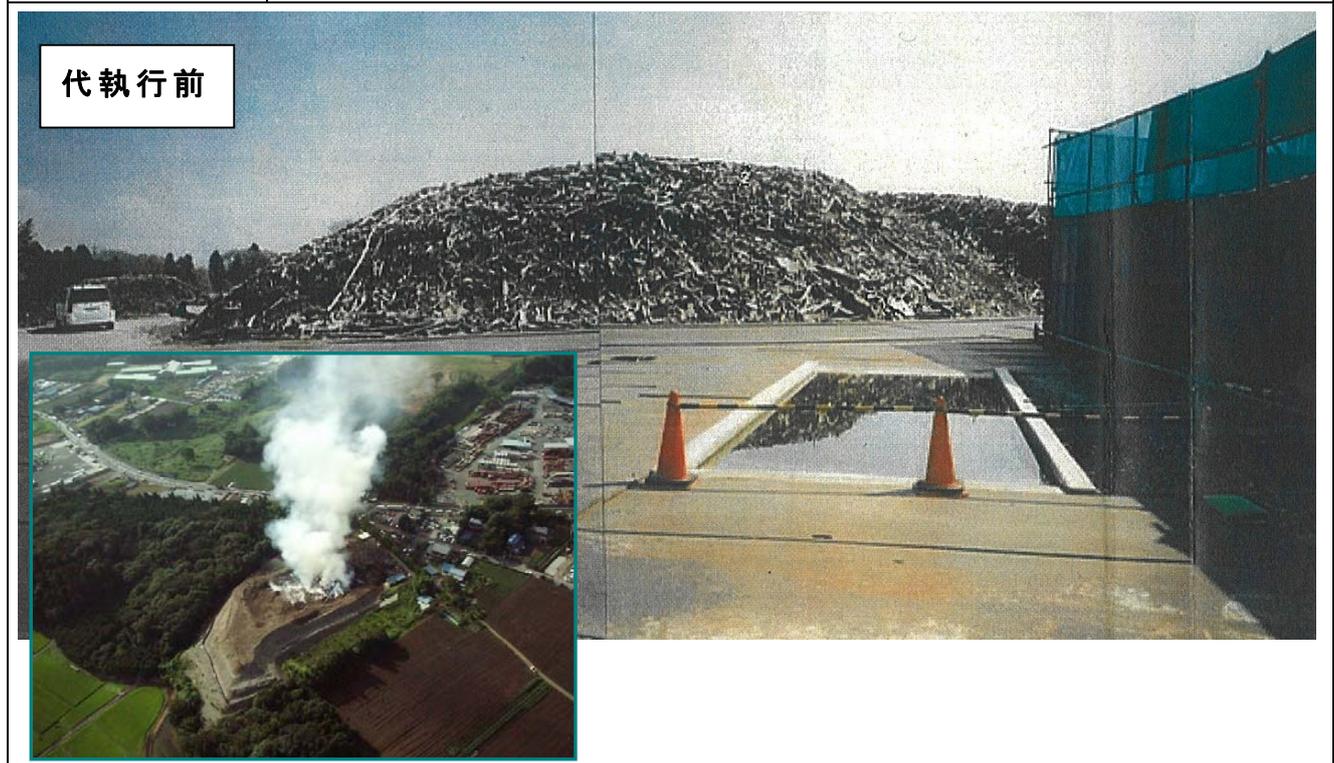


(平成16～17年度支援)

原状回復事業実績事例：千葉県佐倉市木くず事案

事案の類型	偽装リサイクルによる木くずの不適正処分
事案の場所	千葉県佐倉市内
行為者	千葉県千葉市内 A 千葉県八街市内 B社 千葉県千葉市内 C
規模及び種類	家屋解体に伴う木くず：12,727.2m <sup>3</sup> 木くずを破砕したチップ：45,365.0m <sup>3</sup> 合計：58,092.2m <sup>3</sup> 投棄面積：約10,000m <sup>2</sup> 高さ：平均約5.8m
支障のおそれ	堆積木くずの温度上昇から生じる火災の発生による近隣住宅への類焼のおそれ、及び火災で発生する煤煙や悪臭等による近隣住民の健康被害の発生するおそれがある。
対策工の概要	堆積木くずを火災の発生が防止できる高さで成形・客土吹き付けを行い、成形より発生した木くずを市の一般廃棄物焼却施設で焼却処分する。木くずの搬出・成形の際の火災予防策として防火用貯水槽・スプリンクラー・温度モニターの仮設設置による安全・温度管理を実施する。
除去した廃棄物の種類及び量	木くず：24,532.5m <sup>3</sup> (12,564.74t)
代執行費用	308,043,225円
支援した資金額	231,032,000円



## 【事案概要】

行為者であるB社代表取締役Cは、産業廃棄物である家屋解体に伴い発生した木くずの処理を受託し、借地した当該地に木くずを受け入れ、産業廃棄物処理基準に従い適正に処分することなく、木くずを破砕したチップを燃料と称して堆積させた。

県は、平成14年6月に四街道市より「破砕機でチップを山にしている」との連絡を受け、立入調査を行って、状況を確認した。以降、リサイクル事業を主張する行為者に対し監視指導を強化した結果、チップの取引状況と木くずの受け入れ状況から、当該事業を中間処理と認定し、木くずの搬入阻止を実施したが、平成15年8月4日に火災が発生し、同年の8月29日の鎮火宣言までの間に度重なる出火を繰り返した。

県では、平成15年11月25日に適正処分・撤去とそれまでの間の飛散・流出・地下浸透・悪臭防止及び出火防止の措置命令を発したが、履行されなかったことから、生活環境保全上の支障除去のため、代執行による廃棄物の一部撤去及び発火しない堆積厚での現地残置・整形措置を行った。

### 代執行後

